

公開日: 2022/01/06 (掲載号: No.451)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第52話】「実額経費控除と消費税」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第52話】

「実額経費控除と消費税」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

中尾統括官は、机の上に積まれている書類を整理している。

「そろそろ確定申告の時期ですね」

浅田調査官も不要の書類を廃棄するために、ロッカーの中を整理している。

「毎年、確定申告の時期になると・・・憂鬱になる」

そう言うと、中尾統括官は、顔をしかめる。

「どうしてですか・・・僕なんか、確定申告の時期は、税務調査に出なくて良いから、むしろ、楽しいですよ」

浅田調査官は、ニコニコしている。

「ところで・・・ほとんどのサラリーマンは、年末調整によって、確定申告をしないのですが・・・これって、どう思いますか？」

浅田調査官は、廃棄する書類を仕分けしながら、尋ねる。

「そりゃ、我々、税務職員としては、確定申告をする納税者の数が少ないに越したことはないだろう」

中尾統括官も、机の上の書類を整理しながら答える。

「しかし、サラリーマンにも、特定支出控除以外に、確定申告をする途を創るべきではないかと思うのですが・・・」

浅田調査官は、大嶋訴訟事件（最高裁昭和60年3月27日判決）を契機に、昭和63年度から「給与所得者の特定支出控除」（所法57条の2）が認められ、サラリーマンの確定申告が認められたことをあまり評価していないらしい。

「もっとも、特定支出控除の適用者（申告者）の人数は、昭和63年は16人だったけど、その後は一桁の数が続き、それから、特定支出控除の改正が、平成24年と26年に行われて、ようやく1,900人ぐらいになった・・・」

中尾統括官がコメントを続ける。

「・・・しかし、何千万人というサラリーマンの数を考えると、所得税法57条の2は、十分にワークしていないと思う」

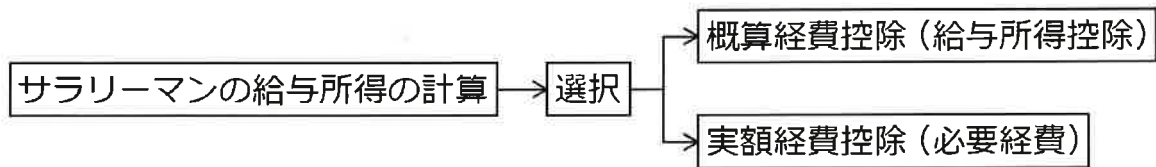
中尾統括官は、浅田調査官を見る。

「そうなんですよ」

浅田調査官は、大きくうなずく。

「僕は、特定支出控除を認めるのではなく、事業所得者と同様に、給与所得者に実額経費控除を認めたら良いと思うのです・・・すなわち、概算経費控除と実額経費控除の選択適用にしたら良いと思うのですが・・・」

そう言うと、浅田調査官は、机の上にある罫紙に、図を描く。



「・・・しかし、給与所得控除額を上回る実額経費を支出するサラリーマンなんて、そんなにいないだろう」

中尾統括官は、首をかしげる。

「ええ、そうなんです」

浅田調査官は、素直に肯定する。

「ただ、給与所得を事業所得と同じ実額経費控除にすると、所得計算上は、事業所得との差異がなくなることになります・・・仮に、給与所得で実額経費控除を採用すると、まれでしょうが、マイナスが生じる場合があります・・・そうすると、給与所得のマイナスを他の所得と損益通算すること考えられます」

浅田調査官は、説明を続ける。

「そして、所得区分上、給与所得で実額経費控除を選択した場合、その給与所得は事業所得と一本化しても良いのではないかと思います」

「・・・給与所得と事業所得を1つの所得区分にすることか？」

中尾統括官は、腕を組んで、思案顔になる。

しばらくすると、突然、中尾統括官は、顔を上げる。

「・・・では・・・消費税はどうなるの？」

中尾統括官は、浅田調査官を見る。

「・・・給与所得であれば、消費税法では不課税に該当し、課税仕入れにならないが、事業所得（外注費）は、仕入税額控除を受けることができる・・・それを1つの所得にすると、消費税ではどうなるの・・・」

中尾統括官が尋ねる。

「それは・・・その給与所得についても仕入税額控除を受けることにしたら良いと思うのです・・・実質的に事業所得と同じ扱いを受けるのですから・・・したがって、給与所得者も事業者として消費税の納税義務者になるということです」

浅田調査官は、淡々と答える。

「もちろん、課税期間における課税売上高である給与等の収入金額が1,000万円以下であるならば、免税業者になりますが・・・給与所得者が実額経費控除を選択した場合、消費税法においては、事業者と同じ取扱いをすれば良い・・・これによって、外注費と給与の争いが少なくなると思うのです・・・」

「そうすると、消費税法基本通達1-1-1（個人事業者と給与所得者の区分）の規定は必要ないということか？」

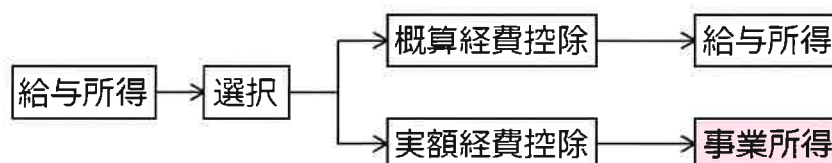
中尾統括官が同通達を見ながら、尋ねる。

消費税法基本通達1-1-1（個人事業者と給与所得者の区分）

事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者をいうから、個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する場合は、事業に該当しないのであるから留意する。したがって、出来高払の給与を対価とする役務の提供は事業に該当せず、また、請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当するが、支払を受けた役務の提供の対価が出来高払の給与であるか請負による報酬であるかの区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかによるのであるから留意する。（以下、省略）

「ええ、給与所得者が実額経費控除を選択した場合、無条件に、消費税法において事業所得者と同様に取り扱うことになりますから、この通達は、概算経費控除を選択した場合にのみ検討されることになります」

浅田調査官は、図を描く。



中尾統括官は、目を閉じて、浅田調査官の想定外の「発想」を思案する。